

東京都指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

平成18年 4月 1日制定

令和 5年 6月14日最終改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定、又は法第60条の規定による指定の更新については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成18年東京都規則第33号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領により行う。

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の役割

- (1) 法第59条第1項の規定により育成医療及び更生医療を担当する医療機関として指定を受け、又は法第60条の規定による指定の更新を受けた指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、特段の申し出がない限り育成医療及び更生医療並びに戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第20条の規定による更生医療を担当する。
- (2) 育成医療又は更生医療の指定又は指定の更新を希望する医療機関であって、いずれか単独での指定又は指定の更新を希望するものは、指定申請書にその旨明記しなければならない。

2 指定医療機関が担当する医療の種類

指定医療機関は、次に掲げる医療の種類の一部又は全部を担当する。

- (1) 眼科に関する医療
- (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
- (3) 口腔に関する医療
- (4) 整形外科に関する医療
- (5) 形成外科に関する医療
- (6) 中枢神経に関する医療
- (7) 脳神経外科に関する医療
- (8) 心臓脈管外科に関する医療
- (9) 心臓移植に関する医療
- (10) 腎臓に関する医療
- (11) 腎移植に関する医療
- (12) 小腸に関する医療
- (13) 肝臓移植に関する医療
- (14) 免疫に関する医療
- (15) 歯科矯正に関する医療

- (16) 薬局
- (17) 訪問看護

3 指定医療機関の指定又は指定の更新

- (1) 知事は、法第59条第1項の規定による指定又は法第60条の規定による指定の更新を受けようとする医療機関から指定又は指定の更新の申請があったときは、必要に応じ、あらかじめ自立支援医療に係る専門的な知識を有する者等の意見を聴いて指定する。
- (2) 知事は、(1)により指定医療機関を指定するときは、指定の決定がなされた月の翌月の初日をもって指定する。
- (3) 知事は、(1)及び(2)により指定医療機関を指定したときは、次の事項について告示するとともに、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定書」（規則第16号様式、第18号様式及び第20号様式）を当該医療機関に交付する。

ア 病院又は診療所

- (ア) 指定医療機関の名称
- (イ) 指定医療機関の所在地
- (ウ) 担当すべき医療の種類
- (エ) 指定年月日

イ 薬局

- (ア) 薬局の名称
- (イ) 薬局の所在地
- (ウ) 指定年月日

ウ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）（以下「訪問看護事業者等」という。）

- (ア) 訪問看護事業又は居宅サービス事業(訪問看護に限る。)若しくは介護予防サービス事業（介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称
- (イ) 訪問看護ステーション等の所在地
- (ウ) 指定年月日

- (4) 知事は、(1)により指定医療機関の指定の更新をしたときは、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新書」（規則第16号様式の2、第18号様式の2及び第20号様式の2）を当該医療機関に交付する。
- (5) 知事は、(1)により指定医療機関の申請の却下を決定したときは、その旨を当該医療機関に通知する。

4 審査の基準

- (1) 原則として、現に自立支援医療の対象となる身体障害者の治療を行っており、かつ指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）により懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- (2) 指定医療機関は、別表1に掲げる設備及び体制を備えていること。
- (3) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師は、別表2に掲げる要件を満たしていること。

5 指定の取消し

- (1) 指定医療機関が次に掲げるいずれかに該当したときは、知事はあらかじめ自立支援医療に係る専門的な知識を有する者等の意見を聴いてその指定を取り消すことができる。
 - ア 法第68条の規定に該当したとき。
 - イ 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に変更があった場合において、変更後の医師又は歯科医師の経歴等が審査の結果指定基準に適合しないと認められ、かつ他の医師又は歯科医師に変更することが困難なとき。
 - ウ 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療を担当させるについて、著しく不相当と認められる事由があったとき。
- (2) 知事は、(1)により指定を取り消したときは、その旨告示するとともに、その旨を当該医療機関に通知する。

6 指定医療機関の申請（届出）事項等

- (1) 指定医療機関は、次に掲げるいずれかに該当するときは、知事に申請（届出）しなければならない。
 - ア 指定医療機関が病院又は診療所の場合
 - (ア) 担当する医療の種類を変更しようとするとき。
 - (イ) 病院又は診療所の名称及び所在地に変更があったとき。
 - (ウ) 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称に変更があったとき。
 - (エ) 標ぼうしている診療科名のうち、担当している医療の種類に関係あるものに変更があったとき。
 - (オ) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に変更があったとき。
 - (カ) 自立支援医療を行うために必要な設備の概要に変更があったとき。
 - (キ) 病院又は診療所を休止、廃止又は再開したとき。
 - (ク) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき。
 - (ケ) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退に当たっては30

日以上の予告期間を必要とする。)

イ 指定医療機関が薬局の場合

- (ア) 薬局の名称及び所在地に変更があったとき。
- (イ) 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称に変更があったとき。
- (ウ) 管理薬剤師を変更したとき。
- (エ) 調剤のために必要な設備及び施設の概要に変更があったとき。
- (オ) 薬局を休止、廃止又は再開したとき。
- (カ) 薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項又は第75条第1項に規定する処分を受けたとき。
- (キ) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退に当たっては30日以上を必要とする。)

ウ 指定医療機関が訪問看護ステーション等の場合

- (ア) 訪問看護ステーション等の名称及び所在地に変更があったとき。
- (イ) 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名に変更があったとき。
- (ウ) 訪問看護ステーション等を休止、廃止又は再開したとき。
- (エ) 健康保険法第95条又は介護保険法第77条第1項に規定する処分を受けたとき。
- (オ) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退に当たっては30日以上を必要とする。)

- (2) 指定医療機関から、担当する医療の種類の変更について申請があったとき及び主として担当する医師又は歯科医師の変更があったときは、知事は、必要に応じ、あらかじめ自立支援医療に係る専門的な知識を有する者等の意見を聴いて承認する。
- (3) (2) により担当する医療の種類の変更を承認したときは、知事はその旨告示するとともに当該指定医療機関に対し「担当医療変更承認書」（規則第23号様式）を交付する。
- (4) (2) により主として担当する医師又は歯科医師の変更を承認したときは、知事は、当該指定医療機関に対し「担当医師（歯科医師）変更承認書」（別記第1号様式）を交付する。
- (5) (2) により変更の届出された内容が適当でないと判断したときは、知事は、その旨を当該医療機関に通知する。
- (6) (1) により指定医療機関の名称及び所在地の変更届、休止、廃止又は再開の届並びに辞退届があったときは、知事は、その旨告示する。

7 指定申請、更新申請、変更申請、諸届出の手続方法

(1) 指定医療機関が病院又は診療所の場合

ア 指定申請

- (ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（病院・診療所）（規則第1号様式）
- (イ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（規則第2号様式）
- (ウ) 主として担当する医師又は歯科医師並びに連携機関の医師の経歴書（規則第3号様式）
- (エ) 中枢神経に関する医療及び歯科矯正に関する医療にあつては、研究態様に関する証明書（規則第4号様式）
- (オ) 医師又は歯科医師免許証の写し
- (カ) 関係学会の加入を証明するもの
- (キ) 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医師にあつては、主として担当する医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（規則第4号様式の2）、又は連携機関の医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（規則第4号様式の3）及び連携機関の医師用として、主として担当する医師又は歯科医師並びに連携機関の医師の経歴書（規則第3号様式）
- (ク) 腎臓に関する医療を担当する医師にあつては、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（規則第5号様式）
- (ケ) 腎移植に関する医療を担当する医師にあつては、腎移植症例申立書
- (コ) 小腸に関する医療を担当する医師にあつては、中心静脈栄養法の症例に関する証明書（規則第6号様式）
- (サ) 肝臓移植に関する医療を担当する医師にあつては、肝臓移植症例申立書
肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医師にあつては、主として担当する医師の肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（規則第6号様式の2）、又は連携機関の医師の肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（規則第6号様式の3）及び連携機関の医師用として、主として担当する医師又は歯科医師並びに連携機関の医師の経歴書（規則第3号様式）
- (シ) 歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師にあつては、歯科矯正症例申立書
- (ス) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）
- (セ) その他知事が必要と認めるもの

イ 更新申請

- (ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書

(病院・診療所) (規則第1号様式の2)

- (イ) 誓約書
- ウ 名称及び所在地等の変更
 - 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届 (規則第22号様式)
- エ 担当する医療の種類の変更申請又は主として担当する医師又は歯科医師の変更
 - (ア) 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届 (規則第22号様式)
 - (イ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要 (規則第2号様式)
 - (ウ) 主として担当する医師又は歯科医師並びに連携機関の医師の経歴書 (規則第3号様式)
 - (エ) 中枢神経に関する医療及び歯科矯正に関する医療にあつては、研究態様に関する証明書 (規則第4号様式)
 - (オ) 医師又は歯科医師免許証の写し
 - (カ) 関係学会の加入を証明するもの
 - (キ) 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医師にあつては、主として担当する医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (規則第4号様式の2)、又は連携機関の医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (規則第4号様式の3) 及び連携機関の医師用として、主として担当する医師又は歯科医師並びに連携機関の医師の経歴書 (規則第3号様式)
 - (ク) 腎臓に関する医療を担当する医師にあつては、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書 (規則第5号様式)
 - (ケ) 腎移植に関する医療を担当する医師にあつては、腎移植症例申立書
 - (コ) 小腸に関する医療を担当する医師にあつては、中心静脈栄養法の症例に関する証明書 (規則第6号様式)
 - (サ) 肝臓移植に関する医療を担当する医師にあつては、肝臓移植症例申立書
 - 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医師にあつては、主として担当する医師の肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (規則第6号様式の2)、又は連携機関の医師の肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (規則第6号様式の3) 及び連携機関の医師用として、主として担当する医師又は歯科医師並びに連携機関の医師の経歴書 (規則第3号様式)
 - (シ) 歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師にあつては、歯科矯正症例申立書
 - (ス) その他知事が必要と認めるもの

- オ 設備概要の変更
 - (ア) 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - (イ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（規則第 2 号様式）
- カ 開設者の氏名又は名称変更
 - (ア) 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - (イ) 誓約書
- キ 開設者の住所変更
 - 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
- ク 休止、廃止又は再開
 - 指定自立支援医療機関休止（廃止・再開）届（規則第 2 4 号様式）
- ケ 辞退
 - 指定自立支援医療機関辞退届（規則第 2 5 号様式）
- コ 医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)第 2 4 条、第 2 8 条又は第 2 9 条の規定による処分を受けたとき
 - 届出様式は特に定めない（当該処分に関する通知書の写しを添付すること。）。
- (2) 医療機関が薬局の場合
 - ア 指定申請
 - (ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）（規則第 7 号様式）
 - (イ) 調剤のために必要な設備・施設の概要（規則第 8 号様式）
 - (ウ) 経歴書（管理薬剤師）（規則第 9 号様式）
 - (エ) 薬剤師免許証の写し
 - (オ) 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが、確認できる写真
 - (カ) 誓約書
 - イ 更新申請
 - (ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（薬局）（規則第 7 号様式の 2）
 - (イ) 誓約書
 - ウ 名称及び所在地等の変更
 - 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - エ 管理薬剤師の変更
 - (ア) 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - (イ) 経歴書（管理薬剤師）（規則第 9 号様式）
 - (ウ) 薬剤師免許証の写し
- オ 開設者の氏名又は名称変更

- (ア) 指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - (イ) 誓約書
 - カ 開設者の住所変更
指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - キ 休止、廃止又は再開
指定自立支援医療機関休止（廃止・再開）届（規則第 2 4 号様式）
 - ク 辞退
指定自立支援医療機関辞退届（規則第 2 5 号様式）
 - ケ 薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 7 2 条第 4 項又は第 7 5 条第 1 項に規定する処分を受けたとき。
届出様式は特に定めない（当該処分に関する通知書の写しを添付すること。）。
- (3) 指定医療機関が訪問看護事業者等の場合
- ア 指定申請
 - (ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（規則第 1 0 号様式）
 - (イ) 誓約書
 - イ 更新申請
 - (ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（訪問看護事業者等）（規則第 1 0 号様式の 2）
 - (イ) 誓約書
 - ウ 名称及び所在地等の変更
指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - エ 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地変更
指定自立支援医療機関変更申請書兼変更届（規則第 2 2 号様式）
 - オ 休止、廃止又は再開
指定自立支援医療機関休止（廃止・再開）届（規則第 2 4 号様式）
 - カ 辞退
指定自立支援医療機関辞退届（規則第 2 5 号様式）
 - キ 健康保険法第 9 5 条又は介護保険法第 7 7 条第 1 項に規定する処分を受けたとき。
届出様式は特に定めない（当該処分に関する通知書の写しを添付すること。）。

8 申請、届出の窓口

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課調整担当

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年8月7日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降の指定医療機関の指定申請（指定医療機関が病院又は診療所の場合は、担当する医療の種類の変更申請又は主として担当する医師又は歯科医師の変更申請を含む。以下同じ。）について適用し、施行日前の指定医療機関の指定申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年12月26日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。